



平成 17 年 4 月 1 日
薬食発第 0401017 号

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長

採血時の欧州滞在歴に関する問診の強化及び今後の献血の推進について

血液事業の推進については、日頃から格別の御高配を賜っているところである。

さて、国内において変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）の発生が確認されたことを受け、採血時の問診に当たっては、「採血時の欧州渡航歴に関する問診の強化について」（平成 17 年 2 月 7 日付け薬食発第 0207007 号貴職あて医薬食品局長通知）により、暫定的な措置として、1980 年以降通算 1 か月以上の英国滞在歴を有する者からの採血を見合わせるよう対応をお願いしているところである。

今般、上記運営委員会の方針に沿った措置を実施した場合の献血確保量への影響等に関する調査結果を受け、去る 3 月 31 日に、血液事業部会運営委員会・安全技術調査会合同委員会において更なる検討を行ったところ、今後の献血の受入れについては、新たな安全性に関する情報が得られるまでの当分の間、予防的な措置を講じる観点から、別添（写）の記の 1 のとおりとすることとし、日本赤十字社に対し通知した。については、貴職におかれてもこの趣旨を御了知の上、関係者への周知について特段の御配慮をお願いする。

また、別添（写）の記の 1 の措置の実施により、血液製剤の供給が滞るおそれがあることから、厚生労働省としては、大臣を本部長とする献血推進本部を設置し、関係省庁、関係機関との連携の下、献血の確保、血液製剤の適正使用の一層の推進を図ることとしている。貴職におかれても、下記のとおり献血の推進及び血液製剤の適正使用の推進に必要な方策を積極的に行うようお願いするので、貴職を中心とする対策本部の設置、都道府県行動計画の策定などにより、その実施に遺漏なきを期されたい。実施に当たっては、別紙を参照しつつ、貴管内の日本赤十字社血液センター、医療機関及び市町村等関係方面との連携を密にしていただくよう併せてお願いする。また、これらの実施状況については、今後報告を求めることがあり得るので御了知ありたい。

なお、これに伴い、「献血時の欧州渡航歴に関する問診の強化について」（平成 13 年

3月14日付け医薬血発第8号各都道府県衛生主管部（局）長あて厚生労働省医薬局血液対策課長通知及び平成13年11月16日医薬血発第63号各都道府県衛生主管部（局）長あて厚生労働省医薬局血液対策課長通知）及び「採血時の欧州滞在歴に関する問診の強化について」（平成15年6月9日付け医薬発第0609003号貴職あて厚生労働省医薬局長通知）及び「採血時の欧州渡航歴に関する問診の強化について」（平成17年2月7日付け薬食発0207007号貴職あて厚生労働省医薬食品局長通知）は廃止する。

記

1 健康な献血者の確保

（1）若年層を中心とした献血者の確保

- ①効果的なPR活動の実施
- ②高校生献血の推進
- ③献血参加を促すためのボランティア休暇の推進
- ④幼・小児期からの献血教育の推進

（2）献血者の効率的な確保

- ①集団献血の推進
- ②都道府県、市町村における献血推進協議会の設立・開催及び関係者に対する周知徹底
- ③日本赤十字社の献血推進活動に対する支援（献血会場の提供又はあっせん、検診医の確保等）

2 医療現場における血液製剤の適正使用等の推進

- ①関係団体を通じた適正使用に係る各種指針等の周知徹底（血液製剤の平均的使用量など他施設の使用状況も参考とすること）
- ②都道府県ごとの輸血療法合同委員会の設置・開催及び輸血療法に関する実態調査の実施
- ③医療監視等を通じた適正使用に係る各種指針等の活用の推進

センター名	血液型	赤血球製剤(照射血含)			センター名	赤血球製剤(照射血含)			センター名	赤血球製剤(照射血含)							
		通正在庫数	実在庫数	差		通正在庫数	実在庫数	差		通正在庫数	実在庫数	差					
北海道	A	1,750	1,833	83	105%	富山	A	240	318	76	132%	滋賀	A	210	170	-40	81%
	O	1,520	1,441	-79	95%		O	180	147	-33	82%		O	150	121	-29	81%
	B	1,120	1,252	132	112%		B	120	146	26	122%		B	90	112	22	124%
	AB	610	704	94	115%		AB	60	83	23	138%		AB	60	109	49	182%
	合計	5,000	5,230	230	105%		合計	600	692	92	115%		合計	510	512	-2	100%
	ブロック計	5,000	5,230	230	105%		石川	A	260	285	25	110%	A	534	262	-272	49%
青森	A	1,750	1,833	83	105%	福井	O	220	270	50	123%	京都	O	431	364	-67	84%
	O	1,520	1,441	-79	95%		B	180	284	104	158%		B	336	258	-78	77%
	B	1,120	1,252	132	112%		AB	90	156	66	173%		AB	168	216	48	125%
	AB	610	704	94	115%		合計	750	895	245	133%		合計	1,489	1,100	-389	75%
	合計	5,000	5,230	230	105%		A	285	95	-170	36%		A	1,800	881	-919	48%
	ブロック計	5,000	5,230	230	105%		O	215	252	37	117%		O	1,350	685	-665	51%
岩手	A	330	374	44	113%	長野	B	145	117	-28	81%	大阪	B	810	857	47	106%
	O	250	308	58	123%		AB	75	99	24	132%		AB	540	407	-133	75%
	B	170	265	95	156%		合計	700	583	-137	80%		合計	4,500	2,810	-1,690	52%
	AB	100	98	-2	98%		A	380	449	69	118%		A	840	866	26	103%
	合計	850	1,045	195	125%		O	340	260	-80	76%		O	630	486	-144	77%
	ブロック計	850	1,045	195	125%		B	295	241	-54	82%		B	420	448	26	106%
宮城	A	240	195	-45	81%	岐阜	AB	180	128	-32	80%	兵庫	AB	210	245	35	117%
	O	230	134	-96	58%		合計	1,175	1,078	-97	82%		合計	2,100	2,043	-57	97%
	B	170	75	-95	44%		A	300	327	27	109%		A	230	149	-81	65%
	AB	80	54	-26	68%		O	225	78	-147	35%		O	200	115	-85	58%
	合計	720	459	-261	64%		B	150	57	-93	38%		B	130	52	-78	40%
	ブロック計	720	459	-261	64%		AB	75	133	58	177%		AB	110	74	-36	67%
秋田	A	500	228	-272	48%	静岡	合計	750	595	-155	76%	奈良	合計	670	390	-280	58%
	O	420	245	-175	58%		A	680	386	-324	53%		A	150	51	-99	34%
	B	280	209	-51	80%		O	540	286	-274	49%		O	130	60	-70	46%
	AB	135	118	-17	87%		B	390	173	-217	44%		B	100	51	-49	51%
	合計	1,315	800	-515	81%		AB	200	157	-43	79%		AB	60	31	-29	52%
	ブロック計	1,315	800	-515	81%		合計	1,820	982	-858	53%		合計	440	193	-247	44%
山形	A	250	248	-2	99%	愛知	A	1,200	474	-726	40%	福岡	A	3,764	2,359	-1,405	63%
	O	250	265	15	106%		O	930	509	-421	55%		O	2,891	1,831	-1,060	63%
	B	150	83	-67	55%		B	630	481	-149	76%		B	1,886	1,776	-110	94%
	AB	100	117	17	117%		AB	340	247	-93	73%		AB	1,148	1,082	-66	94%
	合計	750	713	-37	95%		合計	3,100	1,711	-1,389	55%		合計	9,685	7,045	-2,641	78%
	ブロック計	750	713	-37	95%		ブロック計	3,100	1,711	-1,389	55%		ブロック計	2,750	1,901	-849	68%
沖縄	A	600	210	-390	35%	三重	A	320	59	-261	15%	佐賀	A	1,040	830	-210	61%
	O	440	183	-247	44%		O	240	52	-188	22%		O	840	283	-557	34%
	B	380	234	-126	65%		B	180	97	-83	61%		B	550	625	75	114%
	AB	180	73	-87	46%		AB	80	66	-14	83%		AB	320	363	43	113%
	合計	1,560	703	-857	46%		合計	600	274	-526	34%		合計	1,060	734	-326	55%
	ブロック計	1,560	703	-857	46%		ブロック計	600	274	-526	34%		ブロック計	2,750	1,901	-849	68%
茨城	A	450	321	-129	71%	鳥取	A	169	149	-20	88%	長崎	A	370	193	-177	52%
	O	380	242	-138	64%		O	139	91	-48	65%		O	270	78	-191	29%
	B	250	240	-10	96%		B	114	131	17	115%		B	205	137	-68	67%
	AB	120	76	-44	63%		AB	68	75	7	110%		AB	135	49	-86	36%
	合計	1,500	879	-321	75%		合計	490	448	-42	81%		合計	980	450	-522	47%
	ブロック計	1,500	879	-321	75%		ブロック計	490	448	-42	81%		ブロック計	2,750	1,901	-849	68%
栃木	A	340	174	-166	51%	島根	A	120	78	-42	66%	熊本	A	200	399	199	200%
	O	280	47	-233	17%		O	90	75	-15	83%		O	150	181	31	121%
	B	190	104	-86	55%		B	60	55	-5	92%		B	100	133	33	133%
	AB	90	66	-24	73%		AB	30	16	-14	53%		AB	60	97	37	162%
	合計	1,000	591	-509	45%		合計	300	225	-75	75%		合計	810	300	-510	55%
	ブロック計	1,000	591	-509	45%		ブロック計	300	225	-75	75%		ブロック計	2,750	1,901	-849	68%
群馬	A	410	232	-178	57%	岡山	A	520	448	-72	86%	大分	A	260	177	-83	66%
	O	330	397	67	120%		O	380	192	-198	49%		O	180	155	-35	82%
	B	240	151	-89	63%		B	280	311	31	111%		B	130	187	57	144%
	AB	120	87	-33	73%		AB	150	155	5	103%		AB	70	81	-9	87%
	合計	1,100	1,667	-567	75%		合計	1,840	1,168	-234	83%		合計	1,850	580	-1,270	83%
	ブロック計	1,100	1,667	-567	75%		ブロック計	1,840	1,168	-234	83%		ブロック計	2,750	1,901	-849	68%
埼玉	A	980	935	-45	95%	広島	A	690	712	22	103%	宮崎	A	240	130	-110	54%
	O	750	552	-198	74%		O	542	272	-270	50%		O	180	106	-74	59%
	B	530	697	167	132%		B	403	254	-149	63%		B	120	38	-82	32%
	AB	300	228	-72	76%		AB	229	245	16	107%		AB	60	39	-21	65%
	合計	1,500	2,412	-910	144%		合計	1,664	1,443	-221	80%		合計	600	313	-287	52%
	ブロック計	1,500	2,412	-910	144%		ブロック計	1,664	1,443	-221	80%		ブロック計	2,750	1,901	-849	68%
千葉	A	840	661	-179	78%	山口	A	210	93	-117	44%	鹿児島	A	350	64	-286	18%
	O	720	458	-261	64%		O	152	78	-74	51%		O	280	158	-124	21%
	B	480	427	-53	89%		B	105	28	-77	27%		B	180	37	-143	33%
	AB	360	307	-53	85%		AB	49	122	73	249%		AB	110	36	-74	33%
	合計	1,000	1,884	-884	57%		合計	518	321	-195	55%		合計	1,000	295	-705	33%
	ブロック計</td																



平成17年4月1日

薬食発第0401016号

日本赤十字社血液事業本部長 殿

厚生労働省医薬食品局長

採血時の欧州滞在歴に関する問診の強化及び今後の献血の推進について

血液事業の推進については、日頃から格別の御高配を賜っているところである。

さて、国内において変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）の発生が確認されたことを受け、採血時の問診に当たっては、「採血時の欧州渡航歴に関する問診の強化について」（平成17年2月7日付け薬食発第0207006号貴職あて医薬食品局長通知）により、暫定的な措置として、1980年以降通算1か月以上の英国滞在歴を有する者からの採血を見合わせるよう対応をお願いしているところである。その後、当該vCJD患者の欧州滞在歴等に関する調査結果が明らかになったことを踏まえ、薬事・食品衛生審議会血液事業部会運営委員会において、当分の間の暫定措置として、1日以上の英国滞在歴を有する者等からの採血を見合わせることとする方針が示されたところである。

今般、上記運営委員会の方針に沿った措置を実施した場合の献血確保量への影響等に関する調査結果を受け、去る3月31日に、血液事業部会運営委員会・安全技術調査会合同委員会において更なる検討を行ったところ、今後の献血の受入れについては、新たな安全性に関する情報が得られるまでの当分の間、予防的な措置を講じる観点から下記1のとおりとすることとされた。

については、下記1の措置を可及的速やかに実施するとともに、貴管下各血液センターへの周知について特段の御配慮をお願いする。なお、採血に御協力いただいている方々に対し、当該措置の趣旨について十分理解されるよう配慮されたい。

また、下記1の措置の実施により、血液製剤の供給が滞るおそれがあることから、今後、下記2のとおり献血推進に必要な方策を積極的に行うようお願いする。これらの方策については、貴管下各血液センターと十分に連携を図り、その実施に遺漏なきを期すとともに、その実施状況について隨時報告されたい。

なお、これに伴い、「献血時の欧州渡航歴に関する問診の強化について」（平成13年3月14日付け医薬血発第9号貴社事業局血液事業部長あて厚生労働省医薬局血液対策

課長通知及び平成13年11月16日医薬血発第62号貴社事業局血液事業部長あて厚生労働省医薬局血液対策課長通知)、「採血時の欧州滞在歴に関する問診の強化について」(平成15年6月9日付け医薬発第0609002号貴社社長あて厚生労働省医薬局長通知)及び「採血時の欧州渡航歴に関する問診の強化について」(平成17年2月7日付け薬食発0207006号貴職あて厚生労働省医薬食品局長通知)は廃止する。

記

- 今後の献血の受入れに当たっては、別表に掲げる欧州滞在歴を有する者からの採血を見合わせること。

(別表)

		滞在国	通算滞在歴	滞在時期
A	①	英国、(フランス) ^(注2)	1日以上 (1996年まで) 6か月以上 (1997年から)	1980年～ 2004年
	②	アイルランド、イタリア、オランダ、スペイン、 ドイツ、ベルギー、ポルトガル	6か月以上	
	③	スイス	6か月以上	1980年～
B	①	オーストリア、ギリシャ、スウェーデン、デンマーク、 フィンランド、ルクセンブルグ	5年以上	1980年～ 2004年
	②	アイスランド、アルバニア、アンドラ、クロアチア、 サンマリノ、スロバキア、スロベニア、セルビア・モンテネグロ、チェコ、バチカン、ハンガリー、 ブルガリア、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア、マルタ、モナコ、ノルウェー、 リヒテンシュタイン、ルーマニア	5年以上	1980年～

(注1) Bに掲げる国の滞在歴を計算する際には、Aに掲げる国の滞在歴を加算するものとする。

(注2) フランス滞在歴を有する者については、今後の献血推進策の実施による在庫水準の変動状況を見つつ、慎重に本措置を実施することとし、当分の間は、本表に掲げる時期に通算6か月以上の滞在歴を有する者からの採血を見合わせることとする。

2 上記1の措置により血液製剤の供給が滞ることのないよう以下の方策を実施すること。

- (1) 貴社血液事業本部における緊急対策本部（仮称）の設置
- (2) 厚生労働省等関係機関との連携による献血の呼びかけ強化及び受入れ体制の整備（受付時間の延長等）
- (3) 血液センター所長会の緊急開催及び各血液センターへの指導
- (4) 血液製剤の供給に支障を生じる可能性のある水準（在庫の危険水準）の設定及び当該水準に達した場合の対応に係る体制の整備
- (5) 血液センターごとに在庫状況の迅速な把握を行う体制の整備と在庫状況の関係者への情報提供
- (6) 血液センターごとに隨時在庫不足予報を発出することができる体制の整備
- (7) 在庫不足時には、全国の血液センター間で血液製剤を融通し合う体制の整備
- (8) 医療機関に対する血液製剤の適正使用の要請



薬食発第 0413001 号
平成 17 年 4 月 13 日

文部科学省高等教育局医学教育課長 殿

厚生労働省医薬食品局血液対策課長

採血時の欧州滞在歴に関する問診の強化及び血液製剤の適正使用の推進について

血液事業の推進については、日頃から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。厚生労働省では、これまで、これまで、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）感染の理論的リスクに鑑み、献血受入れ時の問診に当たって一定の条件に該当する外国滞在歴を有する者からの採血を見合せることとし、日本赤十字社においてこの措置を実施してきたところですが、本年 2 月に国内において vCJD の発生が確認されたことを受け、今後の献血の受入れについては、別添（写）の記の 1 のとおりとすることとし、今般、日本赤十字社に対し通知しました。

今回の措置は、新たな安全性に関する情報が得られるまでの当分の間、予防的な措置を講じる観点から実施するものですが、これに伴い、国民の医療に必要な血液製剤の供給に支障を来すおそれがあります。

このため、厚生労働省では、大臣を本部長として献血推進本部を設置し、献血による血液の確保、血液製剤の適正使用等の対策の一層の推進を図ることとしました。

については、関係各方面に対して、所管する医療機関における血液製剤の適正使用に係る各種指針*等の活用（輸血部門の設置、同部門の責任医師の任命、血液製剤の平均的使用量など他施設の使用状況を参考とすることを含む。）、地域の日本赤十字社血液センターへの問診医としての協力をお願いしているところです。

貴職におかれても、こうした状況を御理解の上、御協力・御支援いただくとともに、医科大学、医学部における医学教育の中での血液製剤の適正使用に係る教育の充実についても特段の御配慮を賜りますよう、貴管下教育機関及び医療機関に対し周知方よろしくお願ひいたします。

* 血液製剤の使用指針、輸血療法の実施に関する指針（厚生省医薬食品局長通知、医薬発第 715 号、平成 11 年 6 月 10 日）、血小板製剤の使用基準（厚生省薬務局長通知、薬発第 638 号、平成 6 年 7 月 11 日）



薬食血発第 0418001 号
平成 17 年 4 月 18 日

厚生労働省医政局国立病院課長 殿

厚生労働省医薬食品局血液対策課長

献血の推進について（要請）

血液事業の推進については、日頃から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、これまで、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）感染の理論的リスクに鑑み、献血受入れ時の問診に当たって一定の条件に該当する外国滞在歴を有する者からの採血を見合わせることとし、日本赤十字社においてこの措置を実施してきたところですが、本年 2 月に国内において vCJD の発生が確認されたことを受け、今後の献血の受入れについては、別添（写）の記の 1 のとおりとし、今般、日本赤十字社に対し通知しました。

今回の措置は、新たな安全性に関する情報が得られるまでの当分の間、予防的な措置を講じる観点から実施するものですが、これに伴い、国民の医療に必要な血液製剤の供給に支障を来すおそれがあります。

このため、今般、大臣を本部長として献血推進本部を設置し、献血による血液の確保、血液製剤の適正使用等の対策の一層の推進を図ることとしました。

については、貴職におかれましても、こうした状況を御理解の上、献血の推進に積極的に御協力いただくとともに、特に、地域の日本赤十字社血液センターへの問診医としての協力について格別の御配慮を賜りますよう、貴管下各国立高度専門医療センター及びハンセン病療養所に対し周知方よろしくお願ひいたします。

薬食血発第 0418002 号
平成 17 年 4 月 18 日

独立行政法人国立病院機構理事長 殿

厚生労働省医薬食品局血液対策課長

献血の推進について（要請）

血液事業の推進については、日頃から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。厚生労働省では、これまで、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）感染の理論的リスクに鑑み、献血受入れ時の問診に当たって一定の条件に該当する外国滞在歴を有する者からの採血を見合わせることとし、日本赤十字社においてこの措置を実施してきたところですが、本年 2 月に国内において vCJD の発生が確認されたことを受け、今後の献血の受入れについては、別添（写）の記の 1 のとおりとし、今般、日本赤十字社に対し通知しました。

今回の措置は、新たな安全性に関する情報が得られるまでの当分の間、予防的な措置を講じる観点から実施するものですが、これに伴い、国民の医療に必要な血液製剤の供給に支障を来すおそれがあります。

このため、今般、大臣を本部長として献血推進本部を設置し、献血による血液の確保、血液製剤の適正使用等の対策の一層の推進を図ることとしました。

については、貴職におかれましても、こうした状況を御理解の上、献血の推進に積極的に御協力いただくとともに、特に、地域の日本赤十字社血液センターへの問診医としての協力について格別の御配慮を賜りますよう、貴管下病院に対し周知方よろしくお願ひいたします。



薬食発第 0421003 号

平成 17 年 4 月 21 日

(社) 日本医師会会长
(社) 日本薬剤師会会长
(社) 日本看護協会会长
(社) 日本病院会会长
(社) 全日本病院協会会长
(社) 全国自治体病院協議会会长
(社) 日本病院薬剤師会会长
(社) 日本臨床衛生検査技師会会长

} 殿

厚生労働省医薬食品局長

採血時の欧州滞在歴に関する問診の強化及び血液製剤の適正使用の推進について

血液事業の推進については、日頃から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、これまで、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）感染の理論的リスクに鑑み、献血受入れ時の問診に当たって一定の条件に該当する外国滞在歴を有する者からの採血を見合わせることとし、日本赤十字社においてこの措置を実施してきたところですが、本年 2 月に国内において vCJD の発生が確認されたことを受け、今後の献血の受入れについては、別添（写）の記の 1 のとおりとし、今般、日本赤十字社に対し通知しました。

今回の措置は、新たな安全性に関する情報が得られるまでの当分の間、予防的な措置を講じる観点から実施するものですが、これに伴い、国民の医療に必要な血液製剤の供給に支障を来すおそれがあることが指摘されております。

このため、厚生労働省では、大臣を本部長として献血推進本部を設置し、献血による血液の確保、血液製剤の適正使用等の対策の一層の推進を図ることとしました。

ついては、貴職におかれても、こうした状況を御理解の上、下記について、特段の御配慮を賜りますよう、貴会会員に対し周知方よろしくお願ひいたします。

なお、下記の内容については、日本輸血学会等において問い合わせを受け付けますので、御不明の点は別紙連絡先へ照会いただきますよう、併せて周知願います。

記

- 1 輸血療法委員会の設置、定期的な開催、適正使用推進への取組（院内の輸血療法の現状把握、問題点の解析及び改革のための院内使用指針の策定、活用を含む。）
- 2 血液製剤の適正使用に係る各種指針等の活用（血液製剤の平均的使用量など他施設の使用状況を参考に使用量削減に取り組むことを含む。）
- 3 輸血部門の責任医師の配置、同部門による輸血関連業務の一元化

<照会先>

○高橋孝喜

東京大学医学部附属病院輸血部教授

(薬事・食品衛生審議会血液事業部会適正使用調査会座長、日本輸血学会総務幹事)

電話：03-3815-5411（内線3516）

FAX：03-3816-2516

○高松純樹

名古屋大学医学部附属病院輸血部教授（日本輸血学会会長）

電話：052-744-2653

FAX：052-744-2656

○半田 誠

慶應義塾大学医学部輸血・細胞療法部長 助教授

電話：03-3353-1211（代表）

FAX：03-3353-9706

○大戸 斎

福島県立医科大学医学部附属病院輸血・移植免疫部教授

電話：024-547-1536

FAX：024-549-3126

○佐川公矯

久留米大学医学部附属病院副院長

臨床検査部 教授 部長

電話：0942-31-7650（輸血部門）

FAX：0942-31-7731（輸血部門）



薬食発第 0421004 号
平成 17 年 4 月 21 日

日本医学会会長
日本外科学会会长
日本心臓血管外科学会会长
日本消化器外科学会会长
日本胸部外科学会会长
日本脳神経外科学会会长
日本整形外科学会会长
日本産婦人科学会会长
日本耳鼻咽喉科学会会长
日本泌尿器科学会会长
日本血液学会会長
日本救急医学会理事長
日本麻酔科学会会长
日本消化器病学会会長
日本癌治療学会会長
日本臨床腫瘍学会会長
日本小児外科学会会长

殿

厚生労働省医薬食品局長

採血時の欧州滞在歴に関する問診の強化及び血液製剤の適正使用の推進について

血液事業の推進については、日頃から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、これまで、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）感染の理論的リスクに鑑み、献血受入れ時の問診に当たって、一定の条件に該当する外国滞在歴を有する者からの採血を見合わせることとし、日本赤十字社においてこの措置を実施してきたところですが、本年2月、国内においてvCJDの発生が確認されたことを受け、今後の献血の受入れについては、別添（写）の記の1のとおりとし、今般、日本赤十字社に対し通知しました。

今回の措置は、新たな安全性に関する情報が得られるまでの当分の間、予防的な措置を講じる観点から実施するものですが、これに伴い、国民の医療に必要な血液製剤の供

給に支障を来すおそれがあることが指摘されております。

このため、厚生労働省では、大臣を本部長として献血推進本部を設置し、献血による血液の確保、血液製剤の適正使用等の対策の一層の推進を図ることとしました。

ついては、貴職におかれても、こうした状況を御理解の上、下記について御配慮いただくとともに、貴会会員に対する周知方よろしくお願ひいたします。

記

- 1 血液製剤の適正使用に係る各種指針等の活用（血液製剤の平均的使用量など他施設の使用状況を参考とすることを含む。）
- 2 貴学会におけるワーキンググループの設置、総会時のシンポジウムの開催、ホームページ・学会誌等への上記1に関する記事の掲載等血液製剤の適正使用に関する議論を促す場の確保



薬食発第 0422002 号

保医発第 0422001 号

平成 17 年 4 月 22 日

地方社会保険事務局長 殿

厚生労働省医薬食品局血液対策課長
(公印省略)

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

血液製剤の適正使用の推進について

血液事業の推進については、日頃から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、これまで、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）感染の理論的リスクにかんがみ、献血受入れ時の問診に当たって一定の条件に該当する外国滞在歴を有する者からの採血を見合わせることとし、日本赤十字社においてこの措置を実施してきたところですが、本年 2 月に国内において vCJD の発生が確認されたことを受け、今後の献血の受入れについては、別添（写）の記の 1 のとおりとし、今般、日本赤十字社に対し通知しました。

今回の措置は、新たな安全性に関する情報が得られるまでの当分の間、予防的な措置を講じる観点から実施するものですが、これに伴い、国民の医療に必要な血液製剤の供給に支障を来すおそれがあることが指摘されております。

このため、厚生労働省では、大臣を本部長として献血推進本部を設置し、献血による血液の確保、血液製剤の適正使用等の対策の一層の推進を図ることとしました。

については、関係各方面に対して、所管する医療機関における血液製剤の適正使用に係る各種指針*等の活用（輸血部門の設置、同部門の責任医師の任命、血液製剤の平均的使用量など他施設の使用状況を参考とすることを含む。）、地域の日本赤十字社血液センターへの問診医としての協力を願いしているところです。

貴職におかれでは、もとより医療保険に係る様々な機会（レセプト審査等）において種々の御努力を賜っているところですが、この度の事態の緊急性にかんがみ、改めて、血液製剤の適正使用に係る各種指針*等について御留意いただきますようよろしくお願ひいたします。

なお、本通知については、別途審査支払機関あて通知していることを申し添えます。

※ 血液製剤の使用指針、輸血療法の実施に関する指針（平成 11 年 6 月 10 日付け医薬発第 715 号 厚生省医薬食品局長通知別添 1 及び別添 2）、血小板製剤の使用基準（平成 6 年 7 月 11 日付け薬発第 638 号厚生省薬務局長通知別添報告書）



薬食発第 0422003 号
保医発第 0422002 号
平成 17 年 4 月 22 日

社会保険診療報酬支払基金理事長
社団法人 国民健康保険中央会会長

} 殿

厚生労働省医薬食品局血液対策課長

厚生労働省保険局医療課長

血液製剤の適正使用の推進について

血液事業の推進については、日頃から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。厚生労働省では、これまで、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）感染の理論的リスクにかんがみ、献血受入れ時の問診に当たって一定の条件に該当する外国滞在歴を有する者からの採血を見合わせることとし、日本赤十字社においてこの措置を実施してきたところですが、本年2月に国内においてvCJDの発生が確認されたことを受け、今後の献血の受入れについては、別添（写）の記の1のとおりとし、今般、日本赤十字社に対し通知しました。

今回の措置は、新たな安全性に関する情報が得られるまでの当分の間、予防的な措置を講じる観点から実施するものですが、これに伴い、国民の医療に必要な血液製剤の供給に支障を来すおそれがあることが指摘されております。

このため、厚生労働省では、大臣を本部長として献血推進本部を設置し、献血による血液の確保、血液製剤の適正使用等の対策の一層の推進を図ることとしました。

については、関係各方面に対して、所管する医療機関における血液製剤の適正使用に係る各種指針*等の活用（輸血部門の設置、同部門の責任医師の任命、血液製剤の平均的使用量など他施設の使用状況を参考とすることを含む。）、地域の日本赤十字社血液センターへの問診医としての協力を願いしているところです。

貴職におかれでは、もとより医療保険に係る様々な機会（レセプト審査等）において種々の御努力を賜っているところですが、この度の事態の緊急性にかんがみ、改めて、血液製剤の適正使用に係る各種指針*等について御留意いただきますようよろしくお願ひいたします。

なお、本通知については、別途地方社会保険事務局長あて通知していることを申し添えます。

※ 血液製剤の使用指針、輸血療法の実施に関する指針（平成11年6月10日付け医薬発第715号
厚生省医薬食品局長通知別添1及び別添2）、血小板製剤の使用基準（平成6年7月11日付け薬
発第638号厚生省薬務局長通知別添報告書）



事務連絡
平成17年4月22日

各都道府県衛生主管部（局）
薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局血液対策課

血液製剤の在庫量に係る警戒情報について

日頃より血液事業の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、採血時の欧州滞在歴に関する問診の強化及び今後の献血の推進については、先般、平成17年4月1日付け薬食発第0401017号医薬食品局長通知により、各都道府県知事あてお願いをしたところです。

今後、各都道府県において、血液製剤の在庫が不足する事態が発生した場合、緊急事態対応として、日本赤十字社から、地域内の血液製剤の在庫量に係る警戒情報が発令され、献血の呼びかけ等を各地域の公共・民間の放送局に依頼することが想定されます。

については、貴課におかれましても、1日以上の英国滞在歴を有する者からの採血を見合わせる措置の実施に先だち、各地域の血液センターと連携して、在庫量に係る警戒情報を常に把握できる体制を構築いただくとともに、各都道府県庁の記者会、各地域内の放送局に対して住民への警戒情報の提供及び献血の呼びかけ等について協力を要請いたします。

なお、在庫に係る警戒情報の提供等の危機管理に関する厚生労働省及び日本赤十字社の対応については、とりまとめ次第、各都道府県に提供する予定であることを申し添えます。



薬食発第 0422001 号

平成 17 年 4 月 22 日

日本赤十字社血液事業本部長 殿

厚生労働省医薬食品局血液対策課長

今後の献血の推進及び血液製剤の在庫管理について（依頼）

血液事業の推進については、日頃から格別の御高配を賜っているところである。

国内での変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）の発生を受け、今後の献血の受入れに当たっては「採血時の欧州滞在歴に関する問診の強化及び今後の献血の推進について」（平成 17 年 4 月 1 日付け薬食発第 0401016 号貴職あて厚生労働省医薬食品局長通知。以下「0401016 号通知」という。）に基づき、1 日以上の英国滞在歴を有する者からの採血を見合わせる等の措置を取るべく、体制の整備を進めていただいているところであるが、当該措置の実施に伴い、献血者の本格的な減少が予想される。については、当該措置の影響をより正確に予測し、効果的に献血を推進するため、下記について御対応いただくようお願いする。また、その対応状況について資料を作成し、平成 17 年 4 月 25 日（月）までに当課あて報告ありたい。

記

- 1 「輸血医療の安全性確保のための総合対策」に掲げる措置のうち、献血の推進に資するものの早急な検討と実施（献血者に対する交通費の償還（例えば図書券の提供による方法）等）
- 2 0401016 号通知の記の 1 に掲げる措置の実施による献血者減少の影響調査
- 3 0401016 号通知の記の 2 に掲げる措置の実施状況の確認